

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十三条の五 〔略〕</p> <p>〔2〕4 略</p> <p>5 前二項の場合において、銀行は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> | <p>（金銭債権等と預金等との誤認防止）</p> <p>第十三条の五 〔同上〕</p> <p>〔2〕4 同上</p> <p>〔項を加える。〕</p> |
| <p>（休日の承認の申請等）</p> <p>第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>一 令第五条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 銀行は、令第五条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない</p> | <p>（休日の承認の申請等）</p> <p>第十五条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>一 令第五条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> |

らない。

4 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〜三 略〕

(営業時間)

第十六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〜三 略〕

5 〔略〕

(臨時休業の届出等)

第十七条 銀行は、法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 〔略〕

3 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

〔一〜三 同上〕

(営業時間)

第十六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

〔一〜三 同上〕

5 〔同上〕

(臨時休業の届出等)

第十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三 〔同上〕

〔2・3 略〕

4 法第十六条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

6 法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 〔略〕

〔2〜5 略〕

6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〜七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八第一項各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

4 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 同上〕

5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 〔同上〕

〔2〜5 同上〕

6 〔同上〕

〔一〜七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項

六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。)若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社(次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。)又はこれらの子会社(以下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

「イ〜ハ 略」

「九・十 略」

「7〜16 略」

(廃業等の公告等)

第二十六条 銀行は、法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 法第三十八条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及

に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。)若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社(次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。)又はこれらの子会社(以下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

「九・十 同上」

「7〜16 同上」

(廃業等の公告等)

第二十六条 銀行は、法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

「項を加える。」

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第三十四条の二の三 「同上」

び第五項第十号並びに前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

【一〜六 略】

七 外国銀行代理業務の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

八 【略】

(所属外国銀行に関する届出等)

第三十四条の二の三十四 【略】

【2・3 略】

4 法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(標識の樹式等)

第三十四条の二の三十五 【略】

2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の三十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

【一〜六 同上】

七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

八 【同上】

(所属外国銀行に関する届出)

第三十四条の二の三十四 【同上】

【2・3 同上】

【項を加える。】

(標識の樹式)

第三十四条の二の三十五 【同上】

【項を加える。】

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の三十五 【同上】

〔二〇八 略〕

九 銀行代理業の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十 〔略〕

2 〔略〕

(標識の様式等)

第三十四条の四十 〔略〕

2 銀行代理業者は、法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合
- 三 その営む銀行代理業が一の銀行代理業再委託者の再委託を受けて営むもののみである場合において、当該銀行代理業再委託者が、当該銀行代理業を営む者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該銀行代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 〔略〕

〔二〇四 略〕

〔二〇八 同上〕

九 銀行代理業の内容並びに銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

十 〔同上〕

2 〔同上〕

(標識の様式)

第三十四条の四十 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 〔同上〕

〔二〇四 同上〕

5|| 第一項において準用する第十三条の五第四項又は第二項の場合において、銀行代理業者は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 〔略〕

二 令第十六条の七第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2 〔略〕

3|| 令第十六条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4|| 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5|| 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務

〔項を加える。〕

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 令第十六条の七第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3|| 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務

所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一・二 略〕

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 〔略〕

〔2・3 略〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一・二 略〕

5 〔略〕

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

5 〔同上〕

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するものとする。

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

〔一〜六 略〕

3 法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定銀行代理業者は、法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属銀行の廃業等の掲示等）

第三十四条の五十七 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する

〔一〜四 同上〕

五 法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜六 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属銀行の廃業等の掲示）

第三十四条の五十七 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

方法によりしなければならない。

- 3 法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

(所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第三十四条の六十三 所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〜五 略〕

六 所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

〔七〜九 略〕

- 2 〔略〕

(標識の様式等)

第三十四条の六十三の十二 〔略〕

- 2 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

- 3 〔略〕

〔項を加える。〕

(所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第三十四条の六十三 〔同上〕

〔一〜五 同上〕

六 所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

〔七〜九 同上〕

- 2 〔同上〕

(標識の様式等)

第三十四条の六十三の十二 〔同上〕

- 2 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

- 3 〔同上〕

(廃止の届出等)

第三十四条の六十三の六十九 [略]

2 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3 [略]

4 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 [略]

(廃止の届出等)

第三十四条の六十三の六十九 [同上]

2 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3 [同上]

4 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 [同上]

別紙様式第 10 号の 2 (第 34 条の 2 の 35 第 1 項関係) [略]

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 第 1 項関係) [略]

別紙様式第 18 号 (第 34 条の 59 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称

氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1～3 略]

4 使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が 20 名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

別紙様式第 10 号の 2 (第 34 条の 2 の 35 関係) [同左]

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係) [同左]

別紙様式第 18 号 (第 34 条の 59 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称

氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1～3 同左]

4 使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。

2 [同左]

[5・6 略]

別紙様式第19号（第34条の59第1項関係）

（日本産業規格A4）

銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[略]

[1～3 略]

4 役員及び使用人の状況

[表略]

（記載上の注意）

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

[5・6 略]

[5・6 同左]

別紙様式第19号（第34条の59第1項関係）

（日本産業規格A4）

銀行代理業に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（記載上の注意）

[同左]

[1～3 同左]

4 役員及び使用人の状況

[同左]

（記載上の注意）

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2 [同左]

[5・6 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。